

6月1日～7日は

水道週間

『あたりまえ そんなみずこそ たからもの』

問合せ先 団上下水道グループ

☎52-1111（内線293・297）

毎日の生活中に密接な関わりのある水道事業に、広く市民のみなさんに関心を持つていただくため、厚生労働省が毎年6月1日～7日の間を水道週間としています。皆さんに毎日送り続けている水は、日常生活を送るうえで最も重要な限りある資源です。

私たちが日々つくるおいのある暮らしをしていくために必要不可欠な水は、その大きさを私たちが認識し無駄なく使ってこそ、その価値を知ることになるのではないか。しそうか。

これから季節は特に水不足が懸念される時期ですので、田じりからこまめに蛇口を閉める、風呂の残り湯を洗濯・掃除・洗車などに使用することなどを心がければ水を有効利用できるとともに自然と節水につながります。

この水道週間を機会に水の大切さを改めて見直すためにも、市民の皆さん一人ひとりが水資源や経費の節約につながる上手な水の使い方をもう一度、ぜひ家庭で話し合ってみてください。

検針員からのお願い

- ・犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れたところにしつかりつないでください。
- ・メーターBOXの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックスの中に水や泥が入らないように注意し、常にきれいにしてください。
- ・増改築などでメーターが床下や土中になる場合は、指定給水装置工事事業者へ依頼して、検針やすい場所へ移してください。

漏水かな? と思ったら…

前回に比べて急に水道の使用量が増えたときは、地下や床下など見えないところで水が漏れています。このようなときは、次のように調べましょう。

①家中の水栓（蛇口）を全部閉めます。

②量水器（メーター）のふたを開けて調べましょう。もし、赤い印のパイロット（△、☆、○の

新築、増築、改築、修繕などで給水装置の工事を希望する方は、指定給水装置工事事業者に申し込みをしてください。

※指定給水装置工事事業者について、詳しくは市公式ホームページを確認してください。

指定給水装置工事事業者の お知らせ

3種類があります。)が回っています。すぐに対応していただけます。すぐに指定給水装置工事事業者へ修理の申込みをしてください。



漏水は大切な水がムダになるばかりでなく、知らない間に高額な料金になることがあります。早めの発見と修理をお願いします。なお、修繕をする際は、指定給水装置工事事業者で修理してください。

また、雨が降っていないのに道路や公園などで地面が湿っていたり、水が湧き出ている箇所を見つけたら、漏水の可能性がありますので、上下水道グループへ連絡してください。